

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 6 年 9 月 5 日（木） 午後 0 4 時 0 0 分～午後 0 4 時 1 0 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 議 長 円谷 憲人 副議長 松本 寛道 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 林 紗絵子 福元 愛 山田 一一 渡部 和子
委 員 外 出 席 者	（傍聴） 内田 博紀 上橋しほと 鈴木 清丞 永山 智仁 渡邊 晋宏
欠席委員	
説明のため出席した者	

午後 4 時開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 お疲れさまでございます。招集日前日でお忙しい中、急遽お集まりいただきありがとうございます。

皆様御存じかとは思いますが、選挙管理委員会よりお知らせがあったとおり、本日新たに矢澤英雄議員が当選人として決定され、また本日付で日本共産党の会派に入会された旨の届出が私宛てにありましたので、御報告いたします。

本日は、これに関する協議事項について御協議願えればと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、御挨拶といたします。

○委員長 それでは、当選人の更正決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 先ほど議長より御報告いただいたとおり、本日 9 月 5 日付で矢澤英雄議員が当選人として決定され、日本共産党の会派に入会されたことにより、9 月 5 日現在の会派構成は資料 1、(1) のとおりとなります。

これに伴い、議会運営委員会、常任委員会、議会広報委員会の委員配分、議席、議員控室について順次御確認、御協議をお願いしたいと存じます。

まず、資料 1、(2) の各委員会の構成についてです。議会運営委員会の構成についてでございますが、規定では委員 17 人以内で、会派所属人員 3 人に 1 人となっております。日本共産党につきましては矢澤議員さん入会後の会派人数は 5 人となりますので、議会運営委員会の構成について変更は必要ありません。

次のページを御覧ください。常任委員会の構成についてですが、先例によりますと新しい当選人については欠員が発生している常任委員会に新たに御所属いただくこととなります。

次のページを御覧ください。議会広報委員会の構成については、会議規則により会派案分により選出された 10 人をもって構成することとなっております。最大剰余方式により割当て人数を算出いたしますと、いずれの会派についても現状と変更はございません。以上でございます。

○委員長 まず、議会運営委員会及び議会広報委員会の構成については変更ありません。

次に、常任委員会の構成については、事務局説明のとおり矢澤議員には総務市民委員会に所属いただくこととなりますが、よろしいでしょうか。

共産党さんはよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、さよう御承知おき願います。

各委員会の構成についてほかに何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、議会運営委員会、常任委員会、議会広報委員会の構成については、事務局説明のとおりといたします。

○委員長 次に、議席についてを議題といたします。

まず、事務局より説明願います。

○議事課長 資料１、（３）、議席を御覧ください。議席につきましては、先例によりまして会派異動等に伴い議席変更の必要が生じた場合は、基本的には当該会派内で調整し、他会派に影響が及ぶときは関係会派で調整の上、変更するのが例であるとなっております。今回の当選人の決定に伴い、空席となっております議席番号13番を矢澤議員さんの議席とした案を御用意させていただきました。この場合でも会派として一定のまとまりがある状態とはなってございます。以上でございます。

○委員長 それでは、議席についてですが、資料１、（３）でお示ししておりますとおりで皆さん、いかがでしょうか。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ただいま協議のとおりといたします。

○委員長 次に、控室について事務局より説明願います。

○庶務課長 資料１、（４）でございます。今回日本共産党さんが５人になられたことで議員１人当たりの控室の面積は資料のとおりとなります。

以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。特に問題ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 次に、質疑並びに一般質問の取扱いについてを議題といたします。

ここで議長より発言を求められております。

○議長 今回質疑並びに一般質問の通告締切りが昨日４日の正午までとなっておりますが、矢澤議員が当選人となられたのが本日５日でございます。そのため、御本人の希望がある場合、10日火曜日正午までに通告書の提出があれば私としては質問最終日20日の一番最後、25番目、発言順位25番に質疑並びに一般質問を許可したいと考えております。以上です。

○委員長 ただいまの議長の御発言について何か御意見はございますでしょうか。

○山田 これ矢澤さんが正規の形で資格というか、今度は議会に出ていらっしゃるということですが、この資格が自分で取得された後、今度一般質問の取扱いになっていきますけれども、一応この運営に対しての説明だけちょっとしておいてくださいますか。

○議長 まず、会議規則、ちょっと何条かはあれですけれども、市の一般事務につ

いて議員は質問できるという条文がございますので、通告の締切りは過ぎてはいるんですが、いかんせん本日当選人になられたということで、4日に提出することが不可能であるというところを一つ鑑みまして、その質問の機会というものを確保すべきというのが一応私の考えでございまして、あとほかの会議規則等を照らしますと確かに、期間ですか、通告を議長が定める期間内にしなければならないというところはあるのですが、先ほども申し上げましたとおり、矢澤議員に関しましては今回その通告をする期間というものがございませんでしたので、その辺は運用の中でぜひ御理解をいただいて、質問をもし御希望されるのであれば許可したいというようなところでございます。

○山田 議会運営では一応議長のほうで皆さんの総和で会期日程が決まり、議会運営が決まっておった後での一般質問の追加ということでございますけれども、今議長に説明求めたのは、しっかりその運営規程の中で判断をされているということで、これイレギュラーで急にやっているわけではなくて、しっかりその旨確認した上でこれを認めてもらうということで決まっているわけですね。これを確認したかったわけです。本来だったら、やっぱり規則、それから運営細則でしっかりやることだけれども、議員のほうであんまり、後で言われて分からないという人もいるかもしれないし、私もそれがどうなっているかということで確認をただけで、そごがないように、委員長、確認をさせていただきました。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、議長発言のとおり、質疑並びに一般質問を希望する場合には許可することとありますので、資料のとおり、希望される場合は9月10日正午までに通告書を提出いただいて、聞き取りを記載されている日時までに終了していただくこととなりますので、日本共産党さんにおかれましては矢澤議員にその旨お伝え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

ここで議長から発言を求められていますので、議長、お願いします。

○議長 大変重要なことでございますので、ちょっとお聞きいただければと思います。

行政視察に関してでございます。先日他市の議会事務局から、柏市の議員が事務局への視察依頼を介さずに直接窓口へ説明を受けに来たとの御連絡がございました。事務局に詳細を確認したところ、当該議員は事前にその市の担当課に説明を受けた旨の連絡を取っており、その際先方から議会事務局を通してほしいとの申出を受けていたとのことでございます。そのことについて当該議員から本市事務局へ御連絡いただいた際にも、同様に議員として視察を行う場合は事務局を必ず通して御依頼いただくことを職員からお伝えしており、併せて視察日までに期間がなかったことから、ルールどおり4週間以上前に申出いただきたいとお伝えしておりました。

それにもかかわらず本市事務局への依頼をせずに他市の窓口へ直接行って視察を実施したとのことでありました。先方へ多大な迷惑をおかけしたとともに、柏市議

会に対する信頼の失墜につながる大変あってはならない行為と受け止めております。最悪の場合、こういうことが続きますと柏市議会からの他市の視察をお受けいただけなくなることも考えられ、また自治体同士の交流といったところにもひびが入る可能性のある大変重要なことと受け止めております。

まずは、いかなる理由があっても他自治体へ視察に行く場合は直接連絡することは避け、必ず議会事務局を通していただきますようお願いいたします。また、令和6年5月15日の議会運営委員会でも確認しているとおり、視察先の負担の増加を招かないようにするために申請は実施の4週間以上前に行うこととしております。議員として視察を行う以上、先方の事情も考慮の上、正規の手順で実施していただくよう改めてお願い申し上げます。私からは以上です。

○委員長 ただいま議長の発言のとおり、御承知おき願います。各会派の皆様にも各会派からお伝え願いたいと思います。無所属のほうは、事務局から願います。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 4時10分閉会